

京都府公報

号 外 第 4 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (財政課)	1
○京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾企画課)	10

告 示	
○京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (地域福祉推進課)	10
○京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例別表第1の1の表船舶給水施設の項に規定する知事が定める額 (港湾企画課)	16

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則
京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和 7 年 2 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第 7 号

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府手数料徴収条例施行規則 (平成12年京都府規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 53 の項の(1)中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号) 第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合 (以下この項及び 113 の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)」を「電子申請による場合」に改め、同項の(2)から(7)までの規定中「電子情報処理組織により受験願書を提出する」を「電子申請による」に改め、同表の74 の項から77 の項までを次のように改める。

74 旅券法 (昭和26年法律第267号) 第 5 条第 1 項本文の規定による一般旅券の発給	一般旅券 (10 年) 発給手数料
---	-------------------

(1) (2)に掲げる場合 以外の場合	1 件につき 2,300 円 (電子申請による場合 にあつては、1,900 円)
(2) 旅券法第20条第 2 項の規定の適用 を受ける場合	1 件につき 4,300 円 (電子申請による場合 にあつては、3,900 円)
75 旅券法第 5 条第 1 項ただし書の規定による一般旅券の発給料	一般旅券 (5 年) 発給手数料
(1) (2)に掲げる場合 以外の場合	1 件につき 2,300 円 (電子申請による場合 にあつては、1,900 円)
(2) 旅券法第20条第 2 項の規定の適用 を受ける場合	1 件につき 4,300 円 (電子申請による場合 にあつては、3,900 円)
76 旅券法第 5 条第 2 項又は第 3 項の規定による一般旅券の発給	一般旅券 (限定) 発給手数料
(1) (2)に掲げる場合 以外の場合	1 件につき 2,300 円 (電子申請による場合 にあつては、1,900 円)
(2) 旅券法第20条第 2 項の規定の適用 を受ける場合	1 件につき 4,300 円 (電子申請による場合 にあつては、3,900 円)
77 旅券法第 5 条第 4 項の規定による一般旅券の発給	一般旅券 (残存有効期間同一) 発給手数料
(1) (2)に掲げる場合 以外の場合	1 件につき 2,300 円 (電子申請による場合 にあつては、1,900 円)
(2) 旅券法第20条第 2 項の規定の適用 を受ける場合	1 件につき 4,300 円 (電子申請による場合 にあつては、3,900 円)

別表第1の113の項中「電子情報処理組織により受験願書を提出する」を「電子申請による」に改める。

別表第2の2の項中「3,260円」を「3,420円」に改め、同表の3の項中「3,670円」を「3,850円」に改め、同表の4の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「6,830円」を「22,800円」に改め、同表の5の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「3,260円」を「3,420円」に改め、同表の6の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に、「3,260円」を「3,420円」に改め、同表の7の項中「132,600円」を「139,230円」に改め、同表の7の2の項中「7,540円」を「7,910円」に改め、同表の7の3の項中「24,480円」を「25,700円」に改め、同表の8の項中「122,400円」を「128,520円」に改め、同表の8の2の項中「112,200円」を「117,810円」に改め、同表の8の3の項中「7,540円」を「7,910円」に改め、同表の8の4の項中「24,480円」を「25,700円」に改め、同表の8の5の項中「7,540円」を「7,910円」に改め、同表の8の6の項中「35,700円」を「37,480円」に改め、同表の8の7の項及び8の8の項中「7,540円」を「7,910円」に改め、同表の8の9の項中「24,480円」を「25,700円」に改め、同表の9の項中「35,700円」を「37,480円」に改め、同表の9の2の項中「7,540円」を「7,910円」に改め、同表の9の3の項中「51,000円」を「53,550円」に改め、同表の21の項中「41,820円」を「43,910円」に改め、同表の22の項中「18,360円」を「19,270円」に改め、同表の23の項中「11,220円」を「11,780円」に改め、同表の24の項中「43,860円」を「46,050円」に改め、同表の25の項中「22,440円」を「23,560円」に改め、同表の26の項中「16,320円」を「17,130円」に改め、同表の27の項の(1)中「2,550円」を「2,670円」に改め、同項の(2)中「1,930円」を「2,020円」に改め、同項の(3)中「1,630円」を「1,710円」に改め、同表の28の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の29の項中「1,020円」を「1,070円」に改め、同表の30の項中「1,120円」を「1,170円」に改め、同表の32の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の33の項中「準用する」を「読み替えて準用する同法」に、「漁業許可の」を「知事許可漁業の許可の」に、「2,440円」を「2,560円」に改め、同表の34の項及び35の項中「3,770円」を「3,950円」に改め、同表の36の項中「2,550円」を「2,670円」に改め、同表の37の項及び38の項中「1,220円」を「1,280円」に改め、同表の39の項中「2,550円」を「2,670円」に改め、同表の42の項及び43の項中「530円」を「550円」に改め、同表の44の項中「280円」を「290円」に改め、同表の45の項の(1)中「18,360円」を「19,270円」に改め、同項の(2)中「35,700円」を「37,480円」に改め、同表の46の項の(1)中「3,670円」を「3,850円」に改め、同項の(2)中「7,240円」を「7,600円」に改め、同表の47の項の(1)中「4,690円」を「4,920円」に改め、同項の(2)中「7,030円」を「7,380円」に改め、同項の(3)中「7,540円」を「7,910円」に改め、同項の(4)中「8,050円」を「8,450円」に改め、同表の48の項中「2,440円」を「2,560円」に改め、同表の49の項中「3,670円」を「3,850円」に改め、同表の50の項の(1)中「2,340円」を「2,450円」に改め、同項の(2)中「3,460円」を「3,630円」に改め、同項の(3)中「3,770円」を「3,950円」に改め、同項の(4)中「4,080円」を「4,280円」に改め、同表の51の項中「440円」を「460円」に改め、同表の51の2の項及び51の3の項中「6,010円」を「6,310円」に改め、同表の52の項を次のように改める。

52 建築士法第23条の2の規定による一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	1件につき 24,000円
---	-------------	---------------

別表第2の53の項中「16,320円」を「17,870円」に改め、同表の54の項中「5,710円」を「6,250円」に改め、同表の55の項中「7,140円」を「7,810円」に改め、同表の56の項中「2,950円」を「3,230円」に改め、同表の57の項中「3,460円」を「3,780円」に改め、同表の58の項中「1,830円」を「1,920円」に改め、同表の59の項中「5,810円」を「6,100円」に改め、同表の60の項及び61の項中「770円」を「800円」に改め、同表の62の項及び63の項中「1,730円」を「1,810円」に改め、同表の64の項中「18,360円」を「19,270円」に改め、同表の65の項中「6,830円」を「7,170円」に改め、同表の66の項中「53,040円」を「55,690円」に改め、同表の67の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の68の項中「27,740円」を「29,120円」に改め、同表の69の項中「14,990円」を「15,730円」に改め、同表の70の項中「10,400円」を「10,920円」に改め、同表の71の項中「6,520円」を「6,840円」に改め、同表の73の項中「5,300円」を「5,560円」に改め、同表の74の項中「販売業の」を「製造業、輸入業又は販売業の」に、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物製造業等登録票書換え交付手数料」に、「2,440円」を「2,560円」に改め、同表の75の項中「販売業の」を「製造業、輸入業又は販売業の」に、「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物劇物製造業等登録票再交付手数料」に、「4,080円」を「4,280円」に改め、同表の76の項の(1)及び(2)中「250円」を「300円」に改め、同項の(3)中「610円」を「640円」に改め、同項の(4)中「1,220円」を「1,280円」に改め、同項の(6)中「50円」を「60円」に改め、同表の77の項中「680円」を「710円」に改め、同表の78の項の(1)のイ中「410円」を「640円」に改め、同項の(1)のイ中「410円」を「430円」に改め、同項の(2)中「510円」を「530円」に改め、同項の(3)中「300円」を「340円」に改め、同項の(4)中「1,120円」を「1,170円」に改め、同項の(5)中「300円」を「310円」に改め、同項の(6)中「200円」に改め、同表の47の項の(1)中「4,690円」を「4,920円」に改め、同項の(2)中「7,030円」を「7,380円」に改め、同項の(3)中「7,540円」を「7,910円」に改め、同項の(4)中「8,050円」を「8,450円」に改め、同表の48の項中「2,440円」を「2,560円」に改め、同表の49の項中「3,670円」を「3,850円」に改め、同表の50の項の(1)中「2,340円」を「2,450円」に改め、同項の(2)中「3,460円」を「3,630円」に改め、同項の(3)中「3,770円」を「3,950円」に改め、同項の(4)中「4,080円」を「4,280円」に改め、同表の51の項中「440円」を「460円」に改め、同表の51の2の項及び51の3の項中「6,010円」を「6,310円」に改め、同表の52の項を次のように改める。

円」を「230円」に改め、同項の(7)中「200円」を「210円」に改め、同項の(8)中「280円」を「290円」に改め、同項の(10)中「1,120円」を「1,170円」に改め、同項の(11)中「710円」を「740円」に改め、同表の79の項の(1)中「220円」を「370円」に改め、同項の(2)中「730円」を「760円」に改め、同表の80の項及び81の項中「3,970円」を「4,160円」に改め、同表の82の項中「11,730円」を「12,310円」に改め、同表の83の項中「3,970円」を「4,160円」に改め、同表の84の項中「2,750円」を「2,880円」に改め、同表の85の項の(1)中「22,440円」を「23,560円」に改め、同項の(2)中「15,300円」を「16,060円」に改め、同表の86の項中「17,340円」を「18,200円」に改め、同表の87の項中「11,220円」を「11,780円」に改め、同表の87の2の項中「15,300円」を「16,060円」に改め、同表の88の項中「14,890円」を「15,630円」に改め、同表の89の項から92の項までの規定中「3,970円」を「4,160円」に改め、同表の93の項中「2,750円」を「2,880円」に改め、同表の94の項中「14,890円」を「15,630円」に改め、同表の95の項及び96の項中「3,970円」を「4,160円」に改め、同表の97の項中「22,440円」を「24,570円」に改め、同表の98の項中「10,200円」を「11,160円」に改め、同表の99の項の(1)中「510円」を「550円」に改め、同項の(2)中「200円」を「210円」に改め、同表の100の項中「85,000円」を「89,250円」に改め、同表の101の項中「73,000円」を「76,650円」に改め、同表の102の項の(1)中「36,000円」を「37,800円」に改め、同項の(2)中「25,000円」を「26,250円」に改め、同表の103の項の(1)中「78,000円」を「81,900円」に改め、同項の(2)中「61,000円」を「64,050円」に改め、同表の104の項の(1)中「17,340円」を「18,200円」に改め、同項の(2)中「43,860円」を「46,050円」に改め、同表の105の項中「3,870円」を「4,060円」に改め、同表の106の項中「6,520円」を「6,840円」に改め、同表の107の項の(1)中「87,720円」を「92,100円」に改め、同項の(2)中「132,600円」を「139,230円」に改め、同項の(3)中「193,800円」を「203,490円」に改め、同項の(4)中「265,200円」を「278,460円」に改め、同項の(5)中「397,800円」を「417,690円」に改め、同項の(6)中「520,200円」を「546,210円」に改め、同項の(7)中「673,200円」を「706,860円」に改め、同項の(8)中「887,400円」を「931,770円」に改め、同表の108の項中「47,940円」を「50,330円」に改め、同表の109の項中「43,860円」を「46,050円」に改め、同表の110の項及び111の項を次のように改める。

110	削除	
111	削除	

別表第2の112の項中「81,600円」を「85,680円」に改め、同表の113の項中「8,360円」を「8,770円」に改め、同表の114の項中「8,360円」を「8,770円」に改め、同表の115の項中「62,220円」を「65,330円」に改め、同表の120の項中「55,080円」を「57,830円」に改め、同

表の121の項中「8,670円」を「9,100円」に改め、同表の123の項及び124の項中「8,050円」を「8,450円」に改め、同表の125の項中「29,580円」を「31,050円」に改め、同表の126の項中「11,220円」を「11,780円」に改め、同表の126の2の項から126の5の項までの規定中「11,000円」を「11,550円」に改め、同表の127の項の(1)中「152,790円」を「160,420円」に改め、同項の(2)中「134,230円」を「140,940円」に改め、同項の(3)中「6,420円」を「6,740円」に改め、同項の(4)中「134,230円」を「140,940円」に改め、同項の(5)及び(6)中「59,970円」を「62,960円」に改め、同表の128の項の(1)中「140,960円」を「148,000円」に改め、同項の(2)中「117,810円」を「123,700円」に改め、同項の(3)中「4,080円」を「4,280円」に改め、同項の(4)中「117,810円」を「123,700円」に改め、同項の(5)及び(6)中「48,140円」を「50,540円」に改め、同表の129の項の(1)中「92,100円」を「96,700円」に改め、同項の(2)中「87,100円」を「91,450円」に改め、同項の(3)中「48,550円」を「50,970円」に改め、同項の(4)中「11,220円」を「11,780円」に改め、同項の(5)中「87,100円」を「91,450円」に改め、同項の(6)中「40,690円」を「42,720円」に改め、同項の(7)中「34,270円」を「35,980円」に改め、同項の(8)中「40,690円」を「42,720円」に改め、同項の(9)中「34,270円」を「35,980円」に改め、同表の130の項の(1)中「51,710円」を「54,290円」に改め、同項の(2)中「49,060円」を「51,510円」に改め、同項の(3)中「24,580円」を「25,800円」に改め、同項の(4)中「5,710円」を「5,990円」に改め、同項の(5)中「49,060円」を「51,510円」に改め、同項の(6)中「25,700円」を「26,980円」に改め、同項の(7)中「24,580円」を「25,800円」に改め、同表の131の項の(1)中「82,820円」を「86,960円」に改め、同項の(2)中「78,540円」を「82,460円」に改め、同項の(3)中「42,120円」を「44,220円」に改め、同項の(4)中「78,540円」を「82,460円」に改め、同項の(5)中「36,410円」を「38,230円」に改め、同項の(6)中「31,410円」を「32,980円」に改め、同項の(7)中「36,410円」を「38,230円」に改め、同項の(8)中「31,410円」を「32,980円」に改め、同表の131の2の項の(1)中「38,760円」を「40,690円」に改め、同項の(2)及び(3)中「27,350円」を「28,710円」に改め、同表の131の3の項中「20,500円」を「21,520円」に改め、同表の132の項の(1)中「199,100円」を「209,050円」に改め、同項の(2)中「35,190円」を「36,940円」に改め、同項の(4)中「70,680円」を「74,210円」に改め、同項の(5)中「34,680円」を「36,410円」に改め、同表の133の項の(1)中「94,000円」を「98,700円」に改め、同項の(2)中「60,500円」を「63,520円」に改め、同項の(3)及び(4)中「29,600円」を「31,080円」に改め、同項の(5)中「49,770円」を「52,250円」に改め、同項の(6)中「29,270円」を「30,730円」に改め、同項の(7)及び(8)中「13,560円」を「14,230円」に改め、同表の133の2の項の(1)中「29,600円」を「31,080円」に改め、同項の(2)中「13,560円」を「14,230円」に改め、同表の134の項

の(1)中「189,700円」を「199,180円」に、「4,100円」を「4,300円」に改め、同項の(2)中「131,800円」を「138,390円」に、「880円」を「920円」に、「2,500円」を「2,620円」に改め、同項の(3)及び(4)中「70,300円」を「73,810円」に、「600円」を「630円」に改め、同項の(5)中「108,420円」を「113,840円」に、「2,040円」を「2,140円」に改め、同項の(6)中「75,270円」を「79,030円」に、「1,020円」を「1,070円」に改め、同項の(7)及び(8)中「40,270円」を「42,280円」に、「290円」を「300円」に改め、同表の134の2の項の(1)中「70,300円」を「73,810円」に、「600円」を「630円」に改め、同項の(2)中「40,270円」を「42,280円」に、「290円」を「300円」に改め、同表の135の項の(1)中「95,470円」を「100,240円」に改め、同項の(2)中「20,700円」を「21,730円」に改め、同項の(4)中「30,700円」を「32,230円」に改め、同項の(5)中「20,700円」を「21,730円」に改め、同表の135の2の項の(1)のアからウまでの規定中「189,700円」を「199,180円」に、「4,100円」を「4,300円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同項の(1)のエ及びオ中「131,800円」を「138,390円」に、「2,500円」を「2,620円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同項の(1)のカ中「131,800円」を「138,390円」に、「880円」を「920円」に、「2,500円」を「2,620円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同項の(1)のキからケまでの規定中「131,800円」を「138,390円」に、「2,500円」を「2,620円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同項の(1)のコ及びサ中「70,300円」を「73,810円」に、「600円」を「630円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同項の(2)のアからウまでの規定中「108,420円」を「113,840円」に、「2,040円」を「2,140円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同項の(2)のエからケまでの規定中「75,270円」を「79,030円」に、「1,020円」を「1,070円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同項の(2)のコ及びサ中「40,270円」を「42,280円」に、「290円」を「300円」に、「10,000円」を「10,500円」に改め、同表の136の項の(1)中「152,790円」を「160,420円」に改め、同項の(2)中「134,230円」を「140,940円」に改め、同項の(3)中「97,100円」を「101,950円」に改め、同項の(4)中「134,230円」を「140,940円」に改め、同表の136の2の項の(1)中「140,960円」を「148,000円」に改め、同項の(2)中「117,810円」を「123,700円」に改め、同項の(3)中「71,400円」を「74,970円」に改め、同項の(4)中「117,810円」を「123,700円」に改め、同表の136の3の項中「38,760円」を「40,690円」に改め、同表の136の4の項中「20,500円」を「21,520円」に改め、同表の136の5の項中「152,790円」を「160,420円」に改め、同表の136の6の項中「140,960円」を「148,000円」に改め、同表の137の項中「29,580円」を「31,050円」に改め、同表の138の項中「11,220円」を「11,780円」に改め、同表の139の項中「7,240円」を「7,600円」に改め、同表の140の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の141の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の141の2の項中「7,240円」を「7,600円」に改め、同表の141の3の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、

同表の141の4の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の142の項中「29,580円」を「31,050円」に改め、同表の143の項中「11,220円」を「11,780円」に改め、同表の144の項中「70,780円」を「74,310円」に改め、同表の145の項中「48,550円」を「50,970円」に改め、同表の145の2の項中「17,850円」を「18,740円」に改め、同表の145の3の項中「29,580円」を「31,050円」に改め、同表の145の4の項中「11,220円」を「11,780円」に改め、同表の145の5の項の(1)中「94,000円」を「98,700円」に改め、同項の(2)中「60,500円」を「63,520円」に改め、同項の(3)及び(4)中「29,600円」を「31,080円」に改め、同項の(5)中「49,770円」を「52,250円」に改め、同項の(6)中「29,270円」を「30,730円」に改め、同項の(7)及び(8)中「13,560円」を「14,230円」に改め、同表の145の6の項の(1)中「29,600円」を「31,080円」に改め、同項の(2)中「13,560円」を「14,230円」に改め、同表の145の7の項の(1)中「189,700円」を「199,180円」に、「4,100円」を「4,300円」に改め、同項の(2)中「131,800円」を「138,390円」に、「880円」を「920円」に、「2,500円」を「2,620円」に改め、同項の(3)及び(4)中「70,300円」を「73,810円」に、「600円」を「630円」に改め、同項の(5)中「108,420円」を「113,840円」に、「2,040円」を「2,140円」に改め、同項の(6)中「75,270円」を「79,030円」に、「1,020円」を「1,070円」に改め、同項の(7)及び(8)中「40,270円」を「42,280円」に、「290円」を「300円」に改め、同表の145の8の項の(1)中「70,300円」を「73,810円」に、「600円」を「630円」に改め、同項の(2)中「40,270円」を「42,280円」に、「290円」を「300円」に改め、同表の145の9の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の145の10の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の145の11の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の145の12の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の145の13の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の145の14の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の145の15の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の145の16の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の145の17の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の145の18の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の145の19の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の145の20の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の145の21の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の145の22の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の145の23の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の146の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の147の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の148の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の149の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表の150の項中「2,950円」を「3,090円」に改め、同表の153の項中「13,260円」を「13,920円」に改め、同表の154の項中「8,560円」を「8,980円」に改め、同表の155の項中「7,750円」を「8,130円」に改め、同表の156の項中「36,720円」を「38,550円」に改め、同表の157の項中「16,320円」を「17,130円」に改め、同表の166の

項から170の項までの規定中「35,700円」を「39,090円」に改め、同表の171の項中「45,900円」を「50,260円」に改め、同表の172の項中「6,520円」を「6,840円」に改め、同表の173の項中「14,280円」を「14,990円」に改め、同表の174の項中「3,570円」を「3,740円」に改め、同表の175の項中「3,060円」を「3,210円」に改め、同表の176の項の(1)のイ中「36,720円」を「38,550円」に、「6,010円」を「6,310円」に改め、同項の(1)のイ中「36,720円」を「38,550円」に、「5,200円」を「5,460円」に改め、同項の(2)のイ中「36,720円」を「38,550円」に、「3,670円」を「3,850円」に改め、同項の(2)のイ中「36,720円」を「38,550円」に、「5,810円」を「6,100円」に改め、同表の177の項の(1)中「132,600円」を「139,230円」に改め、同項の(2)中「112,200円」を「117,810円」に改め、同表の177の2の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の178の項の(1)中「122,400円」を「128,520円」に改め、同項の(2)中「102,000円」を「107,100円」に改め、同表の178の2の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の178の3の項中「20,400円」を「21,420円」に改め、同表の178の4の項及び178の5の項中「95,880円」を「100,670円」に改め、同表の178の6の項及び178の7の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の178の8の項中「20,400円」を「21,420円」に改め、同表の179の項及び180の項中「95,880円」を「100,670円」に改め、同表の181の項中「40,800円」を「42,840円」に改め、同表の182の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の183の項中「26,520円」を「27,840円」に改め、同表の184の項中「690円」を「720円」に改め、同表の185の項中「430円」を「450円」に改め、同表の185の2の項中「20,400円」を「21,420円」に改め、同表の185の3の項中「16,320円」を「17,130円」に改め、同表の186の項中「19,380円」を「21,220円」に改め、同表の187の項中「10,200円」を「11,160円」に改め、同表の187の2の項中「153,000円」を「167,530円」に改め、同表の187の3の項中「91,800円」を「100,520円」に改め、同表の189の項中「5,610円」を「6,140円」に改め、同表の190の項中「2,340円」を「2,560円」に改め、同表の191の項の(1)のイ中「1,420円」を「1,550円」に改め、同項の(1)のイ中「1,830円」を「2,000円」に改め、同項の(1)のイ中「2,240円」を「2,450円」に改め、同項の(1)のイ中「3,160円」を「3,460円」に改め、同項の(1)のイ中「250円」を「270円」に改め、同項の(1)のウのイ中「510円」を「550円」に改め、同項の(1)のウのイ中「910円」を「990円」に改め、同項の(1)のウのイ中「1,530円」を「1,670円」に改め、同項の(1)のウのイ中「2,140円」を「2,340円」に改め、同項の(1)のウのイ中「3,770円」を「4,120円」に改め、同項の(1)のウのイ中「7,030円」を「7,690円」に改め、同項の(1)のウのイ中「10,910円」を「11,940円」に改め、同項の(1)のウのイ中「15,300円」を「16,750円」に改め、同項の(1)のウのイ中「19,480円」を「21,330円」に改め、同項の(1)のウのイ中「22,030円」を「24,120円」に改め、同項の(1)のウのイ中「30,390円」を「33,270円」に改め、

同項の(1)のウのイ中「52,220円」を「57,180円」に改め、同表の192の項の(1)のイ中「1,070円」を「1,170円」に改め、同項の(1)のイ中「1,270円」を「1,390円」に改め、同項の(1)のイ中「1,680円」を「1,830円」に改め、同項の(1)のイ中「2,090円」を「2,280円」に改め、同項の(1)のイ中「2,390円」を「2,610円」に改め、同項の(1)のイ中「190円」を「200円」に改め、同項の(1)のイ中「150円」を「160円」に改め、同項の(1)のイ中「190円」を「200円」に改め、同項の(1)のイ中「250円」を「270円」に改め、同項の(1)のイ中「340円」を「370円」に改め、同項の(1)のイ中「530円」を「580円」に改め、同項の(1)のイ中「910円」を「990円」に改め、同項の(1)のイ中「1,580円」を「1,730円」に改め、同項の(1)のイ中「2,490円」を「2,720円」に改め、同項の(1)のイ中「6,270円」を「6,860円」に改め、同項の(1)のイ中「7,900円」を「8,650円」に改め、同項の(1)のイ中「11,620円」を「12,720円」に改め、同項の(1)のイ中「14,430円」を「15,800円」に改め、同項の(1)のイ中「19,270円」を「21,100円」に改め、同項の(1)のイ中「21,720円」を「23,780円」に改め、同項の(1)のイ中「38,550円」を「42,210円」に改め、同項の(1)のウのイ中「220円」を「240円」に改め、同項の(1)のウのイ中「290円」を「310円」に改め、同項の(3)のイ中「170円」を「180円」に改め、同項の(3)のイ中「1,220円」を「1,330円」に改め、同項の(3)のイ中「1,680円」を「1,830円」に改め、同項の(3)のイ中「600円」を「650円」に改め、同項の(3)のイ中「1,580円」を「1,730円」に改め、同項の(3)のイ中「2,090円」を「2,280円」に改め、同項の(3)のウ中「6,520円」を「7,130円」に改め、同項の(3)のウ中「220円」を「240円」に改め、同項の(3)のウ中「600円」を「650円」に改め、同項の(5)のイ中「450円」を「490円」に改め、同項の(7)中「1,270円」を「1,390円」に改め、同表の193の項の(1)のイ中「170円」を「180円」に改め、同項の(1)のイ中「200円」を「210円」に改め、同項の(1)のイ中「270円」を「290円」に改め、同項の(1)のイ中「360円」を「390円」に改め、同項の(1)のイ中「570円」を「620円」に改め、同項の(1)のイ中「1,020円」を「1,110円」に改め、同項の(1)のイ中「1,730円」を「1,890円」に改め、同項の(1)のイ中「2,950円」を「3,230円」に改め、同項の(1)のイ中「6,730円」を「7,360円」に改め、同項の(1)のイ中「8,560円」を「9,370円」に改め、同項の(1)のイ中「12,640円」を「13,840円」に改め、同項の(1)のイ中「15,500円」を「16,970円」に改め、同項の(1)のイ中「20,290円」を「22,210円」に改め、同項の(1)のイ中「22,840円」を「25,000円」に改め、同項の(1)のイ中「39,670円」を「43,430円」に改め、同項の(1)のウのイ中「230円」を「250円」に改め、同項の(1)のウのイ中「300円」を「320円」に改め、同項の(2)のイ中「110円」を「120円」に改め、同表の194の項の(1)のイ

中「990円」を「1,080円」に改め、同項の(1)のイの(ア)中「540円」を「590円」に改め、同項の(1)のイの(イ)中「930円」を「1,010円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)中「1,530円」を「1,670円」に改め、同項の(1)のイの(エ)中「2,750円」を「3,010円」に改め、同項の(1)のイの(オ)中「6,420円」を「7,020円」に改め、同項の(1)のイの(カ)中「8,360円」を「9,150円」に改め、同項の(1)のイの(キ)中「12,130円」を「13,280円」に改め、同項の(1)のイの(ク)中「15,190円」を「16,630円」に改め、同項の(1)のイの(ケ)中「19,680円」を「21,540円」に改め、同項の(1)のイの(コ)中「21,930円」を「24,010円」に改め、同項の(1)のイの(サ)中「39,060円」を「42,770円」に改め、同項の(1)のウの(ア)中「110円」を「120円」に改め、同項の(1)のウの(イ)中「200円」を「210円」に改め、同項の(1)のエ中「940円」を「1,020円」に改め、同項の(2)のア中「160円」を「170円」に改め、同項の(2)のイ中「1,170円」を「1,280円」に改め、同項の(2)のウ中「1,580円」を「1,730円」に改め、同項の(3)のアの(ア)中「1,630円」を「1,780円」に改め、同項の(3)のアの(イ)中「2,140円」を「2,340円」に改め、同項の(3)のイの(ア)中「2,650円」を「2,900円」に改め、同項の(3)のイの(イ)中「3,460円」を「3,780円」に改め、同項の(4)中「6,420円」を「7,020円」に改め、同項の(5)のア中「120円」を「130円」に改め、同項の(5)のイ中「180円」を「190円」に改め、同項の(5)のウ中「330円」を「360円」に改め、同項の(5)のエ中「620円」を「670円」に改め、同項の(6)のイ中「470円」を「510円」に改め、同表の195の項中「434,820円」を「476,120円」に改め、同表の196の項の(1)中「13,660円」を「14,950円」に改め、同項の(2)のア中「4,990円」を「5,460円」に改め、同項の(2)のイの(ア)中「3,410円」を「3,730円」に改め、同項の(2)のイの(イ)中「5,400円」を「5,910円」に改め、同項の(2)のイの(ウ)中「7,950円」を「8,700円」に改め、同項の(2)のイの(エ)中「10,710円」を「11,720円」に改め、同項の(2)のイの(オ)中「14,280円」を「15,630円」に改め、同項の(2)のイの(カ)中「14,280円」を「15,630円」に、「7,030円」を「7,690円」に改め、同項の(2)のウ中「8,050円」を「8,810円」に改め、同項の(2)のエの(ア)の a 中「3,260円」を「3,560円」に改め、同項の(2)のエの(ア)の b 中「8,050円」を「8,810円」に改め、同項の(2)のエの(イ)の a 中「650円」を「710円」に改め、同項の(2)のエの(イ)の b 中「790円」を「860円」に改め、同項の(2)のエの(イ)の c 中「8,970円」を「9,820円」に改め、同項の(2)のエの(ウ)の a 中「480円」を「520円」に改め、同項の(2)のエの(ウ)の b 中「660円」を「720円」に改め、同項の(2)のエの(ウ)の c 中「7,240円」を「7,920円」に改め、同項の(3)のア中「18,760円」を「20,540円」に改め、同項の(3)のイの(ア)中「13,870円」を「15,180円」に、「6,930円」を「7,580円」に改め、同項の(3)のイの(イ)中「34,680円」を「37,970円」に、「17,340円」を「18,980円」に改め、同表の197の項の(2)中「5,810円」を「6,360円」に改め、同項の(3)中「35,700円」を「39,090円」に改め、同項の(4)のア中「23,150円」を「25,340円」に改め、同項の(4)のイ中「38,040円」を「41,650円」に改め、同項の(5)中「33,040円」を「36,170円」に改め、同項の

(6)のア中「94,960円」を「103,980円」に改め、同項の(6)のイ中「125,970円」を「137,930円」に改め、同項の(6)のウ中「94,550円」を「103,530円」に、「22,540円」を「24,680円」に改め、同項の(6)のエ中「105,770円」を「115,810円」に、「22,540円」を「24,680円」に改め、同項の(6)のオ中「100,160円」を「109,670円」に、「50,080円」を「54,830円」に、「22,540円」を「24,680円」に改め、同項の(6)のカ中「115,770円」を「126,760円」に、「57,880円」を「63,370円」に、「22,540円」を「24,680円」に改め、同項の(6)のキ中「101,080円」を「110,680円」に、「50,540円」を「55,340円」に、「22,540円」を「24,680円」に改め、同項の(6)のク中「107,810円」を「118,050円」に、「22,540円」を「24,680円」に改め、同項の(6)のケ中「25,800円」を「28,250円」に改め、同項の(6)のコ中「148,410円」を「162,500円」に改め、同表の198の項中「710円」を「770円」に改め、同表の199の項中「54,870円」を「60,080円」に改め、同表の200の項中「1,780円」を「1,940円」に改め、同表の201の項の(1)中「770円」を「840円」に改め、同項の(2)中「370円」を「400円」に改め、同表の202の項中「2,600円」を「2,840円」に改め、同表の203の項中「7,540円」を「8,250円」に改め、同表の204の項中「9,000円」を「9,450円」に改め、同表の205の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同表中206の項及び206の 2 の項を削り、206の 3 の項を206の項とし、同表の206の 4 の項中「2,040円」を「2,140円」に改め、同項を同表の206の 2 の項とし、同表の206の 5 の項の(2)の(ア)の(ア)中「206の 6 の項の(1)」を「206の 4 の項の(1)」に改め、同項の(2)の(ア)の(イ)中「206の 6 の項の(2)」を「206の 4 の項の(2)」に改め、同表中同項を206の 3 の項とし、206の 6 の項を206の 4 の項とし、206の 7 の項を206の 5 の項とし、同表の206の 8 の項の(1)中「4,080円」を「4,280円」に改め、同項の(2)中「5,100円」を「5,350円」に改め、同項の(3)中「15,300円」を「16,060円」に改め、同項を同表の206の 6 の項とし、同表の207の項中「64,260円」を「67,470円」に改め、同表の207の 2 の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の207の 3 の項中「64,260円」を「67,470円」に改め、同表の207の 4 の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の207の 5 の項を次のように改める。

207の 5 介護保険法 施行令（平成10年政 令第412号）第37条 の15の規定による主 任介護支援専門員研 修の実施	主任介護支援 専門員研修手 数料	1 件につき 53,000円
--	------------------------	----------------

別表第 2 の 207 の 5 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

207の 6 介護保険法 施行令第37条の15の 規定による主任介護 支援専門員更新研修 の実施	主任介護支援 専門員更新研 修手数料	1 件につき 40,590円
--	--------------------------	----------------

207の7 介護保険法 施行規則（平成11年 厚生省令第36号）第 113条の23第1項の 規定による介護支援 専門員証の書換え交 付	介護支援専門 員証書換え交 付手数料	1件につき 2,140円
---	--------------------------	--------------

別表第2の208の項を次のように改める。

208 介護保険法施行 規則第113条の25第 1項の規定による介 護支援専門員証の再 交付	介護支援専門 員証再交付手 数料	1件につき 2,140円
--	------------------------	--------------

別表第2の208の2の項中「33,660円」を「35,340円」に改め、同表の208の3の項中「26,520円」を「27,840円」に改め、同表の208の4の項中「430円」を「450円」に改め、同表の208の6の2の項中「244,800円」を「257,040円」に改め、同表の208の6の3の項中「228,480円」を「239,900円」に改め、同表の208の6の4の項中「226,440円」を「237,760円」に改め、同表の208の6の5の項から208の6の7の項までの規定中「122,400円」を「128,520円」に改め、同表の208の6の8の項中「31,510円」を「33,080円」に改め、同表の208の6の9の項中「25,290円」を「26,550円」に改め、同表の208の7の項中「4,080円」を「4,280円」に改め、同表の208の8の項中「3,060円」を「3,210円」に改め、同表の208の27の項の(1)中「7,000円」を「7,350円」に改め、同項の(2)中「384,400円」を「413,280円」に、「515,980円」を「548,700円」に、「683,260円」を「729,670円」に、「1,110,640円」を「1,170,090円」に改め、同表の208の28の項の(1)中「7,000円」を「7,350円」に改め、同項の(2)のA中「384,400円」を「413,280円」に、「515,980円」を「548,700円」に、「683,260円」を「729,670円」に、「1,110,640円」を「1,170,090円」に改め、同項の(2)のイ中「16,180円」を「17,190円」に、「38,620円」を「40,180円」に、「メール」を「メートル」に、「45,760円」を「48,790円」に、「68,200円」を「76,300円」に、「164,080円」を「173,890円」に、「221,200円」を「234,780円」に、「384,400円」を「413,280円」に、「515,980円」を「548,700円」に、「683,260円」を「729,670円」に、「1,110,640円」を「1,170,090円」に改め、同項の(2)のウ中「7,000円」を「7,350円」に改め、同表の208の29の項中「122,400円」を「128,520円」に改め、同表の209の項中「4,080円」を「4,280円」に改め、同表の210の項中「3,160円」を「3,310円」に改め、同表の211の項中「2,440円」を「2,560円」に改め、同表の212の項中「2,850円」を「2,990円」に改め、同表の213の項中「2,550円」を「2,670円」に改め、同表の213の2の項の(1)のA中「37,740円」を「39,620円」に改め、同項の(1)のイ中「26,520円」を「27,840円」に改め、同項の(2)のA中「19,380円」を「20,340円」に改め、同項の(2)の

イ及び同項の(3)中「14,280円」を「14,990円」に改め、同表の214の項の(1)のAの(ア)から同項の(1)のAの(イ)のdまでの規定中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(1)のAの(イ)のeからhまでの規定中「2,550円」を「2,900円」に改め、同項の(1)のAの(ウ)のa中「4,180円」を「4,760円」に改め、同項の(1)のAの(ウ)のbから同項の(1)のイの(ア)のaまでの規定中「2,550円」を「2,900円」に改め、同項の(1)のイの(ア)のb中「3,570円」を「4,060円」に改め、同項の(1)のイの(イ)のaの(a)中「5,100円」を「5,810円」に改め、同項の(1)のイの(イ)のaの(b)中「7,140円」を「8,130円」に改め、同項の(1)のイの(イ)のb中「12,240円」を「13,950円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)のa中「16,320円」を「18,600円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)のb中「2,550円」を「2,900円」に改め、同項の(1)のイの(エ)中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(1)のウの(ア)のa中「4,590円」を「5,230円」に改め、同項の(1)のウの(ア)のb中「11,520円」を「13,130円」に改め、同項の(1)のウの(イ)のa中「6,120円」を「6,970円」に改め、同項の(1)のウの(イ)のb中「7,140円」を「8,130円」に改め、同項の(1)のウの(ウ)のa中「5,400円」を「6,150円」に改め、同項の(1)のウの(ウ)のb中「7,030円」を「8,010円」に改め、同項の(1)のエの(ア)中「5,100円」を「5,810円」に改め、同項の(1)のエの(イ)中「5,910円」を「6,730円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)のa中「4,080円」を「4,650円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)のbの(a)中「2,550円」を「2,900円」に改め、同項の(1)のエの(ウ)のbの(b)中「3,570円」を「4,060円」に改め、同項の(1)のエの(エ)中「9,480円」を「10,800円」に改め、同項の(1)のエの(オ)中「5,400円」を「6,150円」に改め、同項の(1)のオの(ア)中「5,100円」を「5,810円」に改め、同項の(1)のオの(イ)中「6,120円」を「6,970円」に改め、同項の(1)のカの(ア)のa及びb中「10,200円」を「11,620円」に、「2,040円」を「2,320円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(1)のカの(ア)のcの(a)中「16,320円」を「18,600円」に改め、同項の(1)のカの(ア)のcの(b)中「2,140円」を「2,430円」に改め、同項の(1)のカの(イ)のa中「19,380円」を「22,090円」に改め、同項の(1)のカの(イ)のb中「31,620円」を「36,040円」に改め、同項の(1)のカの(イ)のc中「43,860円」を「50,000円」に改め、同項の(2)のAの(ア)のa中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(2)のAの(ア)のb中「2,290円」を「2,610円」に改め、同項の(2)のAの(イ)及び(ウ)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(2)のAの(エ)中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(2)のAの(オ)から(ク)までの規定中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(2)のAの(ケ)中「2,550円」を「2,900円」に改め、同項の(2)のAの(コ)中「3,570円」を「4,060円」に改め、同項の(2)のイの(ア)のa中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(2)のイの(ア)のb中「2,750円」を「3,130円」に改め、同項の(2)のイの(イ)のa中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(2)のイの(イ)のb中「2,750円」を「3,130円」に改め、同項の(2)のイの(ウ)のa中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(2)のイの(ウ)のb中「3,260円」を「3,710円」に改め、同項の(2)のイの(エ)中「5,100円」を「5,810

円」に改め、同項の(2)のイの(オ)中「710円」を「800円」に改め、同項の(2)のイの(カ)の a 中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(2)のイの(カ)の b 中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(2)のウの(ア)中「2,550円」を「2,900円」に改め、同項の(2)のウの(イ)中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(2)のウの(ウ)中「3,570円」を「4,060円」に改め、同項の(2)のエの(ア)中「3,060円」を「3,480円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(2)のエの(イ)中「5,610円」を「6,390円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(2)のエの(ウ)中「3,060円」を「3,480円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(2)のオの(ア)中「9,180円」を「10,460円」に、「300円」を「340円」に、「1,220円」を「1,390円」に改め、同項の(2)のオの(イ)及び(ウ)中「8,160円」を「9,300円」に、「300円」を「340円」に、「1,220円」を「1,390円」に改め、同項の(2)のオの(エ)中「9,180円」を「10,460円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(2)のカの(ア)及び(イ)中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(2)のカの(ウ)及び(エ)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(2)のカの(オ)中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(2)のカの(カ)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(2)のカの(キ)中「2,550円」を「2,900円」に改め、同項の(2)のキの(ア)中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(2)のキの(イ)の a 中「3,570円」を「4,060円」に改め、同項の(2)のキの(イ)の b 中「1,830円」を「2,080円」に改め、同項の(3)のアの(ア)及び同項の(3)のアの(イ)の a 中「1,220円」を「1,390円」に改め、同項の(3)のアの(イ)の b の(a)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(3)のアの(イ)の b の(b)中「1,530円」を「1,740円」に、「510円」を「580円」に改め、同項の(3)のアの(イ)の c 中「1,220円」を「1,390円」に改め、同項の(3)のイの(ア)の a 中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(3)のイの(ア)の b 中「2,550円」を「2,900円」に改め、同項の(3)のイの(ア)の c 中「3,570円」を「4,060円」に改め、同項の(3)のイの(イ)及び同項の(3)のイの(ウ)の a 中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(3)のイの(ウ)の b 中「5,300円」を「6,040円」に改め、同項の(3)のイの(エ)中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(3)のイの(オ)中「3,160円」を「3,600円」に改め、同項の(3)のイの(カ)中「3,260円」を「3,710円」に改め、同項の(3)のイの(キ)中「5,300円」を「6,040円」に、「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(3)のイの(ク)の a 中「1,220円」を「1,390円」に、「610円」を「690円」に改め、同項の(3)のイの(ク)の b 中「610円」を「690円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(3)のイの(ク)の c 中「710円」を「800円」に改め、同項の(3)のウの(ア)の a 中「2,040円」を「2,230円」に改め、同項の(3)のウの(ア)の b 中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(3)のウの(ア)の c 中「3,060円」を「3,480円」に、「400円」を「450円」に改め、同項の(3)のウの(イ)の a 中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(3)のウの(イ)の b 中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(3)のウの(ウ)の a 中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(3)のウの(ウ)の b 中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(3)のウの(ウ)の c 中「3,060円」を「3,480円」に、

「400円」を「450円」に改め、同項の(3)のウの(エ)の a 中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(3)のウの(エ)の b 中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(3)のウの(エ)の c 中「3,060円」を「3,480円」に、「400円」を「450円」に改め、同項の(3)のウの(オ)中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(4)のアの(ア)から(ウ)までの規定中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(4)のアの(エ)から(キ)までの規定中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(4)のアの(ク)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(4)のアの(ケ)中「1,530円」を「1,740円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(4)のアの(コ)及び(サ)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(4)のアの(シ)中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(4)のアの(ス)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(4)のアの(セ)中「1,120円」を「1,270円」に改め、同項の(4)のイの(ア)及び(イ)中「7,650円」を「8,720円」に改め、同項の(4)のイの(ウ)中「3,260円」を「3,710円」に改め、同項の(4)のイの(エ)中「4,280円」を「4,870円」に改め、同項の(4)のイの(オ)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(4)のイの(カ)中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(5)中「3,570円」を「4,060円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(6)のアの(ア)中「9,690円」を「11,040円」に改め、同項の(6)のアの(イ)中「3,570円」を「4,060円」に改め、同項の(6)のアの(ウ)中「1,220円」を「1,390円」に改め、同項の(6)のアの(エ)中「2,140円」を「2,430円」に、「860円」を「980円」に改め、同項の(6)のアの(オ)中「6,120円」を「6,970円」に、「1,830円」を「2,080円」に改め、同項の(6)のアの(カ)の a 及び b 中「2,040円」を「2,320円」に、「660円」を「750円」に改め、同項の(6)のアの(カ)の c 及び同項の(6)のイの(ア)中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(6)のイの(イ)中「2,140円」を「2,430円」に改め、同項の(6)のイの(ウ)中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(6)のイの(エ)中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(6)のイの(オ)及び(カ)中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(6)のイの(キ)及び(ク)中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(6)のイの(ケ)中「2,550円」を「2,900円」に改め、同項の(6)のイの(コ)中「4,080円」を「4,650円」に改め、同項の(6)のイの(サ)中「4,590円」を「5,230円」に改め、同項の(6)のイの(シ)中「1,220円」を「1,390円」に改め、同項の(6)のイの(ス)中「1,730円」を「1,970円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(6)のイの(セ)及び(ソ)中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(6)のイの(タ)中「1,730円」を「1,970円」に改め、同項の(6)のイの(チ)中「2,340円」を「2,660円」に改め、同項の(6)のイの(ツ)中「5,100円」を「5,810円」に改め、同項の(6)のイの(テ)中「3,060円」を「3,480円」に改め、同項の(6)のウ中「2,040円」を「2,320円」に改め、同項の(6)のエ中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(6)のオの(ア)中「1,420円」を「1,610円」に改め、同項の(6)のオの(イ)中「810円」を「920円」に改め、同項の(6)のカの(ア)中「2,550円」を「2,900円」に、「150円」を「170円」に改め、同項の(6)のカの(イ)中「2,550円」を「2,900円」に、「300円」を「340円」に改め、同項の(6)のカの(ウ)中「2,550円」を

「2,900円」に改め、同項の(6)のキの(ア)及び(イ)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(6)のキの(ウ)中「4,080円」を「4,650円」に改め、同項の(6)のキの(エ)中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(6)のク中「3,770円」を「4,290円」に改め、同項の(6)のケの(ア)中「1,530円」を「1,740円」に改め、同項の(6)のケの(イ)中「5,100円」を「5,810円」に、「710円」を「800円」に改め、同項の(6)のコの(ア)中「1,120円」を「1,270円」に改め、同項の(6)のコの(イ)中「1,020円」を「1,160円」に改め、同項の(6)のサ中「3,260円」を「3,710円」に、「610円」を「690円」に改め、同表の215の項の(1)の(ア)中「300円」を「340円」に改め、同項の(1)のイ中「1,420円」を「1,610円」に改め、同項の(2)の(ア)の(ア)中「300円」を「340円」に改め、同項の(2)の(ア)の(イ)中「450円」を「510円」に改め、同項の(2)のイ中「910円」を「1,030円」に改め、同項の(2)のウ中「90円」を「100円」に改め、同項の(2)のエ中「1,630円」を「1,850円」に改め、同項の(2)のオ中「560円」を「630円」に改め、同項の(2)のカ中「450円」を「510円」に改め、同項の(2)のキ中「300円」を「340円」に改め、同項の(2)のク中「760円」を「860円」に改め、同項の(3)の(ア)から(ウ)までの規定中「1,630円」を「1,850円」に改め、同項の(3)のエ中「860円」を「980円」に改め、同項の(3)のオ中「1,630円」を「1,850円」に改め、同項の(3)のカ中「1,730円」を「1,970円」に改め、同項の(3)のキ中「1,630円」を「1,850円」に改め、同項の(3)のク及びケ中「400円」を「450円」に改め、同項の(3)のコ中「610円」を「690円」に改め、同項の(3)のサからセまでの規定中「1,630円」を「1,850円」に改め、同項の(4)の(ア)及び(イ)中「1,120円」を「1,270円」に改め、同項の(4)のウ中「860円」を「980円」に改め、同項の(5)の(ア)及び(イ)中「450円」を「510円」に改め、同項の(5)のウ中「960円」を「1,090円」に改め、同項の(6)の(ア)中「2,240円」を「2,550円」に改め、同項の(6)のイ中「560円」を「630円」に改め、同項の(6)のウ中「450円」を「510円」に改め、同項の(6)のエ中「710円」を「800円」に改め、同項の(7)の(ア)の(ア)中「4,380円」を「4,990円」に改め、同項の(7)の(ア)の(イ)中「12,240円」を「13,950円」に改め、同項の(7)のイの(ア)中「5,500円」を「6,270円」に改め、同項の(7)のイの(イ)中「6,630円」を「7,550円」に改め、同項の(7)のウの(ア)中「1,630円」を「1,850円」に改め、同項の(7)のウの(イ)中「3,260円」を「3,710円」に改め、同項の(7)のエの(ア)中「4,380円」を「4,990円」に改め、同項の(7)のエの(イ)中「11,220円」を「12,790円」に改め、同項の(7)のオ中「3,260円」を「3,710円」に改め、同項の(7)のカの(ア)中「5,500円」を「6,270円」に改め、同項の(7)のカの(イ)中「2,240円」を「2,550円」に改め、同項の(7)のキ中「9,380円」を「10,690円」に、「250円」を「280円」に改め、同項の(7)のク及びケ中「1,120円」を「1,270円」に改め、同項の(8)の(ア)中「2,750円」を「3,130円」に改め、同項の(8)のイの(ア)中「4,380円」を「4,990円」に改め、同項の(8)のイの(イ)中「560円」を「630円」に改め、同項の(8)のイの(ウ)中「2,240円」を「2,550円」に改め、同項の(9)の(ア)中「450円」を「510円」に、「200円」

を「220円」に改め、同項の(9)のイ中「1,420円」を「1,610円」に改め、同項の(9)のウ中「450円」を「510円」に改め、同項の(10)の(ア)中「200円」を「220円」に改め、同項の(10)のイ及びウ中「300円」を「340円」に改め、同項の(10)のエ中「450円」を「510円」に改め、同項の(10)のオ中「2,240円」を「2,550円」に改め、同項の(11)の(ア)及び(イ)中「200円」を「220円」に改め、同項の(11)のウからオまでの規定中「100円」を「110円」に改め、同表の216の項の(1)中「710円」を「800円」に改め、同項の(2)の(ア)中「910円」を「1,030円」に改め、同項の(2)のイの(ア)中「2,340円」を「2,660円」に改め、同項の(2)のイの(イ)から同項の(2)のエの(ア)までの規定中「3,570円」を「4,060円」に改め、同項の(2)のエの(イ)中「5,910円」を「6,730円」に改め、同項の(2)のエの(ウ)中「23,460円」を「26,740円」に、「3,570円」を「4,060円」に改め、同項の(3)中「2,340円」を「2,660円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 2 の 4 の項の改正規定、同表の 5 の項の改正規定（「3,260円」を「3,420円」に改める部分を除く。）及び同表の 6 の項の改正規定（「3,260円」を「3,420円」に改める部分を除く。）並びに附則第 3 項の規定 令和 7 年 3 月 1 日

(2) 別表第 1 の改正規定及び附則第 4 項の規定 令和 7 年 3 月 24 日

(経過措置)

2 この規則（前項第 1 号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の京都府手数料徴収条例施行規則別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）附則第 4 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 2 条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）第 6 条第 3 項の規定による大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び同法第 7 条第 3 項の規定による大麻草採取栽培者の免許証の再交付の事務についてのこの規則（附則第 1 項第 1 号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の京都府手数料徴収条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）別表第 2 の 5 の項及び 6 の項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

別表第 2 の 5 の項	大麻草の栽培 の規制に関する法律	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）附則第 4 条の規定に
-----------------	---------------------	---

		よりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）
	第一種大麻草採取栽培者の	大麻草採取栽培者の
	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	大麻草採取栽培者免許申請手数料
別表第2の6の項	大麻草の栽培の規制に関する法律	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律
	第一種大麻草採取栽培者の	大麻草採取栽培者の
	第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

4 この規則（附則第1項第2号に掲げる改正規定に限

る。）による改正後の京都府手数料徴収条例施行規則別表第1の74の項から77の項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

京都府規則第8号

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則（平成22年京都府規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の計算又は数量の端数計算」を「及び数量の計算」に改め、同項第1号中「1時間」を「30分」に、「の端数を」を「若しくは30分以上1時間未満の端数を」に改める。

第12条第3項第1号中「1時間」を「30分」に、「の端数を」を「若しくは30分以上1時間未満の端数を」に、「端数は、」を「端数は、それぞれ」に改め、同項第2号中「、1日」を「、それぞれ1日」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第92号

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱（令和元年京都府告示第363号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱

第1条中「介護ロボット等の導入」を「介護テクノロジー等の導入等」に、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0921第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知。以下「国基金要領」を「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱（令和6年2月5日付け老発0205第3号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この告示において「介護テクノロジー等」とは、国実施要綱4の(1)、(2)及び(3)のアの(イ)に定める機器等をいう。

2 この告示において「科学的介護情報システム」とは、国実施要綱5の(オ)に定めるものをいう。

3 この告示において「ケアプランデータ連携システム等」とは、国実施要綱7の(4)に定めるものをいう。

第3条第1項中「(以下「補助対象事業」という。)」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護ロボット等導入支援事業（国実施要綱4の(1)に定める支援の対象となる事業をいう。以下同じ。）
- (2) ICT機器等導入支援事業（国実施要綱4の(2)に定める支援の対象となる事業をいう。以下同じ。）
- (3) 介護テクノロジー等パッケージ型導入支援事業（国実施要綱4の(3)に定める支援の対象となる事業をいう。以下同じ。）
- (4) 介護テクノロジー等導入支援一体的業務改善支援事業(国実施要綱4の(4)に定める支援の対象となる事業をいう。以下同じ。)

第4条を次のように改める。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法に基づく指定又は許可を受けて京都府内で介護サービスを提供する介護サービス事業者であって、きょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。）に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言しているものであること。
- (2) 科学的介護情報システムの活用（介護テクノロジー等の導入後に実施されるものに限る。）をしようとし、又は当該活用を行っているものであること。
- (3) セキュリティ対策自己宣言制度（事業者による自発的な情報セキュリティ対策への取組を促すために独立行政法人情報処理推進機構が定めた制度で、知事が別に定めるものをいう。）に基づき、その運営する介護サービスに関する情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言しているものであること。
- (4) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事業のいずれかを実施するものにあつては、介護テクノロジー等導入支援一体的業務改善支援事業を実施するものであること。

第15条第1項を次のように改める。

当該補助金の交付を受けて導入した介護テクノロジー等による業務の改善の効果について、当該導入をした会計年度（府の会計年度をいう。）の翌年度以後3年の各年度の4月10日までに、別記第7号様式により、知事に報告しなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 介護ロボット等導入支援事業	役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）、備品購入費、使用料及び賃借料。ただし、次に掲げる費用を除く。 (1) メンテナンス費用 (2) インターネット回線使用料等の通信費 (3) 設置工事費 (4) 運搬費 (5) 保険料	4分の3	介護ロボット1台当たり30万円（国実施要綱4の(1)のイのイの表2上欄に掲げる機器等にあつては100万円）
2 ICT機器等導入支援事業	1 役務費（ICT機器等の初期設定及び保守に要する費用に限る。）、備品購入費、使用料、賃借料及び設置工事費。ただし次に掲げる費用を除く。 (1) メンテナンス費用 (2) インターネット回線使用料等の通信費 (3) 運搬費 (4) 保険料 2 介護サービスの利用者の個人情報を保護するための措置に要する費用であつて、知事が必要と認める費用 3 介護サービス事業者からのICT機器等の導入に関する照会に応じるための費用であつて、知事が必要と認める費用 4 研修に要する費用であつて、報償費、会場費、資料費及び消耗品費	同上	次に掲げる介護従事者数に応じ、それぞれに定める額 (1) 1人以上10人以下 1介護サービス事業所当たり100万円 (2) 11人以上20人以下 1介護サービス事業所当たり160万円 (3) 21人以上30人以下 1介護サービス事業所当たり200万円 (4) 31人以上 1介護サービス事業所当たり260万円
3 介護テクノロジー等パッ	1 国実施要綱4の(3)のアの(ア)に定める場合に該当する事業に係る対象経費	同上	1介護サービス事業所当たり1,000万円

ケー型導入 支援事業	2 国実施要綱 4 の(3)のアの(イ)に定める機器等 役務費（初期設定に要する費用に限る。）、備品購入費、使用料、賃借料及び設置工事費。ただし、次に掲げる費用を除く。 (1) メンテナンス費用 (2) インターネット回線使用料等の通信費 (3) 運搬費 (4) 保険料		
4 ケー型導入 支援一体的業務改善支援事業	旅費（国実施要綱 4 の(4)のアの(ア)に定める第三者又は国実施要綱 4 の(4)のアの(イ)に定める研修の講師に支給するものに限る。）、報償費、会場費、印刷製本費、資料費、消耗品費、役務費、委託費及び受講料	同上	1 ケーサービス事業所当たり 45万円

備考 補助対象経費には、消費税及び地方消費税額に相当する額を含まない。

別記第 1 号様式中「介護ロボット等導入支援事業」を「介護テクノロジー等定着支援事業」に、「介護ロボット等導入計画（）」を「介護テクノロジー等導入計画（）」に、「(3) 導入する介護ロボット等」を「(3) 導入する介護テクノロジー等」に、「(5) その他参考となる書類」を「(5) 収支予算書
(6) その他参考となる書類」に改め、同様式の注中 1 を削り、2 を 1 とし、同様式の別紙 1 中「介護ロボット等導入計画」を「介護テクノロジー等導入計画」に、

介護ロボット等を導入する介護サービス事業所の住所、定員（定員がない場合は、前年度の 1 日当たりの平均利用者数）及び介護従事者数		を
導入する介護ロボット等の名称及び台数		
導入する介護ロボット等を購入する時期又は賃借する期間		

(1) 導入する介護テクノロジー等の種類、名称、台数及び導入時期（又は賃借期間）	に、「(1) ケーロボッ

ト等」を「(2) ケーテクノロジー等」に、「(2) ケーロボット等」を「(3) ケーテクノロジー等」に、「(3) ケーロボット等」を「(4) ケーテクノロジー等」に、「(4) 科学的介護情報システムの活用の状況及びセキュリティ対策自己宣言制度の取組の状況」を「(5) ケーテクノロジー等導入前後の人員体制及び収支改善が見込まれた場合の賃金への還元方法とその周知方法」に、「(5) 京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱別表の 1 の項及び 2 の項補助率の欄の(1)に規定する機器及び介護ソフトを活用して効率化を見込む介護従事者の人員の体制並びに介護サービスの質の維持及び向上又は介護従事者の賃金の向上等処遇改善の取組」を「(6) 本事業実施に当たり研修等への参加の状況」に、

(6) 科学的介護情報システムの利用に係る申請状況、ケアプランデータ連携システム等の利用申請状況、介護サービス事業者間でのケアプランデータ連携システム等を活用したデータの連携の状況 又は ICT 機器等を活用し、運営する介護サービスに関する書類の枚数を半数以下にする取組の状況	を
--	---

- (7) 本事業実施に当たり業務改善に係る第三者支援及び相談対応の利用状況
 ア 第三者支援の利用の有無
 イ 相談対応の利用の有無
- (8) 科学的介護情報システム及びケアプランデータ連携システム等の活用予定状況
 ア 科学的介護情報システムの申請時期
 イ 科学的介護情報システムの情報協力予定時期
 ウ ケアプランデータ連携システム等の申請時期

に改め、同様式の別紙

1 の注の 2 を削り、同様式の別紙 1 の注の 3 中「(1)」を「(2)」に改め、同様式の別紙 1 の注中 3 を 2 とし、同様式の別紙 1 の注の 4 中「(2)」を「(3)」に改め、同様式の別紙 1 の注中 4 を 3 とし、同様式の別紙 1 の注の 5 を削り、同様式の別紙 1 の注の 6 中「(3)欄は、介護ロボット等の設置場所」を「(4)欄は、介護テクノロジー等の機器の設置場所」に改め、同様式の別紙 1 の注中 6 を 4 とし、7 から 9 までを削り、同様式の別紙 1 の注に次のように加える。

5 (8)欄のア及びイは、申請時点で科学的介護情報システムへの情報協力を行っていない場合に記載してください。

6 (8)欄のウは、介護ソフトを導入し、ケアプラン標準仕様による連携対象となる事業所のみ記載してください。

別記第 1 号様式の別紙 2 中「1 介護ロボット導入事業」を「1 介護ロボット等導入支援事業」に、「介護ロボットの」を「介護ロボット等の」に改め、「(B) × 1 / 2 又は」及び

「2 介護ロボット通信機器等導入事業

介護ロボット通信機器等の名称 (H)	1 台当たりの対象経費 (I)	台数 (J)	補助対象経費 ($(I) \times (J) \times 1/2$ 又は $(I) \times (J) \times 3/4$) (K)	補助限度額 (L)	補助所要額 ((K) の合計又は (L) の低い額) (M)	備 考
	円		円			
	円		円			
合 計			円	7,500,000 円	円	

を削り、「3 ICT

T 機器等導入事業」を「2 ICT 機器等導入支援事業」に、「(N)」を「(H)」に、

1 台又は 1 回当たりの対象経費 (O)	台数又は回数 (P)	($(O) \times (P) \times 1/2$ 又は $(O) \times (P) \times 3/4$) (Q)	補助限度額 (R)	補助所要額 ((Q) の合計又は (R) の低い額) (S)
--------------------------	---------------	---	--------------	---

を

1 台又は 1 回当たりの対象経費 (I)	台数又は回数 (J)	補助対象経費 ($(I) \times (J) \times 3/4$) (K)	補助限度額 (L)	補助所要額 ((K) の合計又は (L) の低い額) (M)
--------------------------	---------------	--	--------------	---

に改め、同様式の別紙 2 に

次のように加える。

3 介護テクノロジー等パッケージ型導入支援事業

介護テクノロジー等の名称 (N)	1 台当たりの対象経費 (O)	台数 (P)	補助対象経費 ($(O) \times (P) \times 3/4$) (Q)	補助限度額 (R)	補助所要額 ((Q) の合計又は (R) の低い額) (S)	備 考
	円		円			
	円		円			
合 計			円	10,000,000 円	円	

4 介護テクノロジー等導入支援一体的業務改善支援事業

名称 (T)	対象経費 (U)	数 量 (V)	補助対象経費 ((U) × (V) × 3/4) (W)	補助限度額 (X)	補助所要額 ((W) の合計 又は (X) の低 い額) (Y)	備 考
	円		円			
	円		円			
合 計			円	450,000 円	円	

別記第 1 号様式の別紙 2 の注の 1 中「及び (O) 欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱」を「、(O) 欄及び (U) 欄は、京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱」に改め、同様式の別紙 2 の注の 2 を削り、同様式の別紙 2 の注の 3 中「介護ロボット等又は」を削り、「研修」の右に「を受講する場合は」を加え、同様式の別紙 2 の注中 3 を 2 とし、同様式の別紙 2 の注の 4 中「及び (R) 欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱」を「、(L) 欄、(R) 欄及び (X) 欄は、京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱」に改め、同様式の別紙 2 の注中 4 を 3 とし、5 を 4 とする。

別記第 2 号様式中「介護ロボット等導入支援事業」を「介護テクノロジー等定着支援事業」に改め、同様式の注中「介護ロボット等導入計画」を「介護テクノロジー等導入計画」に改める。

別記第 3 号様式中「介護ロボット等導入支援事業」を「介護テクノロジー等定着支援事業」に改める。

別記第 4 号様式中「介護ロボット等導入支援事業」を「介護テクノロジー等定着支援事業」に、「介護ロボット等の」を「介護テクノロジー等の」に改める。

別記第 5 号様式中「介護ロボット等導入支援事業」を「介護テクノロジー等定着支援事業」に改める。

別記第 6 号様式中「介護ロボット等導入支援事業」を「介護テクノロジー等定着支援事業」に、「(3) 導入した介護ロボット等の設置及び使用の状況又は ICT 機器等の導入に係る研修の実施の状況を確認することができる資料」を「(3) 導入した介護テクノロジー等の機器の設置及び使用の状況を確認することができる資料」

(4) 導入に合わせて受けた研修の受講実績、第三者からの支援又は専門家の相談対応を受けたことの確認のできる資料

(5) 収支決算（見込）書抄本

に、「(4)」を「(6)」に改め、同様式の注を削る。

別記第 6 号様式の別紙中「1 介護ロボット導入事業」を「1 介護ロボット等導入支援事業」に、「介護ロボットの」を「介護ロボット等の」に改め、「(B) × 1 / 2 又は」及び

「2 介護ロボット通信機器等導入事業

介護ロボット通信機器等の名称 (H)	1 台当たりの対象経費 (I)	台数 (J)	補助対象経費 ((I) × (J) × 1/2 又は (I) × (J) × 3/4) (K)	補助限度額 (L)	補助所要額 ((K) の合計 又は (L) の低 い額) (M)	備 考
	円		円			
	円		円			
合 計			円	7,500,000 円	円	

を削り、「3 ICT

T 機器等導入事業」を「2 ICT 機器等導入支援事業」に、「(N)」を「(H)」に、

1 台又は 1 回当たりの対象経費 (O)	台数又は回数 (P)	(O) × (P) × 1/2 又は (O) × (P) × 3/4 (Q)	補助限度額 (R)	補助所要額 ((Q) の合計又は (R) の低い額) (S)
--------------------------	---------------	---	--------------	---

を

1 台又は 1 回当たりの対象経費 (I)	台数又は回数 (J)	補助対象経費 ((I) × (J) × 3/4) (K)	補助限度額 (L)	補助所要額 ((K) の合計又は (L) の低い額) (M)
--------------------------	---------------	------------------------------------	--------------	---

に改め、同様式の別紙に次

のように加える。

3 介護テクノロジー等パッケージ型導入支援事業

介護テクノロジー等の名称 (N)	1 台当たりの対象経費 (O)	台数 (P)	補助対象経費 ((O) × (P) × 3/4) (Q)	補助限度額 (R)	補助所要額 ((Q) の合計又は (R) の低い額) (S)	備 考
	円		円			
	円		円			
合 計			円	10,000,000 円	円	

4 介護テクノロジー等導入支援一体的業務改善支援事業

名称 (T)	対象経費 (U)	数 量 (V)	補助対象経費 ((U) × (V) × 3/4) (W)	補助限度額 (X)	補助所要額 ((W) の合計又は (X) の低い額) (Y)	備 考
	円		円			
	円		円			
合 計			円	450,000 円	円	

別記第 6 号様式の別紙の注の 1 中「及び (O) 欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱」を「、(O) 欄及び (U) 欄は、京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱」に改め、同様式の別紙の注の 2 を削り、同様式の別紙の注の 3 中「介護ロボット等又は」を削り、「研修」の右に「を受講する場合は」を加え、同様式の別紙の注中 3 を 2 とし、同様式の別紙の注の 4 中「及び (R) 欄は、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱」を「、(L) 欄、(R) 欄及び (X) 欄は、京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱」に改め、同様式の別紙の注中 4 を 3 とし、5 を 4 とする。

別記第 7 号様式中「介護ロボット等導入目標」を「介護テクノロジー等導入目標」に、

介護ロボット等を導入した介護サービス事業所の名称、住所、定員（定員がない場合は、前年度の 1 日当たりの平均利用者数）及び介護従事者数		を
導入した介護ロボット等の名称、台数及び導入時期		

「事業所名

(1) 導入した介護テクノロジー等の種類、名称、台数及び導入時期（又は賃借期間）
--

に、「(1) 介護ロボット等」

を「(2) 介護テクノロジー等」に、「(2) 介護ロボット等」を「(3) 介護テクノロジー等」に、

(3) 他の施設での導入又は実施に当たり、参考となること及び新たに生じた課題	を
--	---

(4) 収支改善が見込まれた場合の資金への還元方法とその周知方法
(5) 他の施設での導入又は実施に当たり、参考となること及び新たに生じた課題

に、「(4) 京都府介護ロボ

ット等導入支援事業補助金交付要綱別表の 1 の項及び 2 の項補助率の欄の(1)に規定する機器及び介護ソフトを活用して

効率化された介護従事者の人員の体制並びに介護サービスの質の維持及び向上又は賃金の向上等処遇改善の取組の実施状況を「(6) 本事業実施に当たり研修等への参加の状況」に、

(5) 科学的介護情報システムの管理ユーザーID、ケアプランデータ連携システム等の申請状況、介護サービス事業者間でのケアプランデータ連携システム等を活用したデータの連携の実施状況又はICT機器等を活用し、運営する介護サービスに関する書類の枚数を半数以下にする取組の状況

を

(7) 本事業実施に当たり業務改善に係る第三者支援及び相談対応の利用状況
ア 第三者支援の利用の有無
イ 相談対応の利用の有無

(8) 科学的介護情報システム及びケアプランデータ連携システム等の活用予定状況
ア 科学的介護情報システムの申請時期
イ 科学的介護情報システムの情報協力予定時期
ウ ケアプランデータ連携システム等の申請時期

に改め、同様式の注

の2を削り、同様式の注の3中「(2)」を「(3)」に改め、同様式の注中3を2とし、その次に次のように加える。

3 (6)欄及び(7)欄は、介護テクノロジー等を導入した年度にのみ記載してください。

別記第7号様式の注の4及び5を次のように改める。

4 (8)欄のア及びイは、導入時点で科学的介護情報システムへの情報協力を行っていない場合に記載してください。

5 (8)欄のウは、介護ソフトを導入し、ケアプラン標準仕様による連携対象となる事業所のみ記載してください。別記第9号様式中「介護ロボット等導入支援事業」を「介護テクノロジー等定着支援事業」に改める。

附 則

1 この告示は、令和7年2月28日から施行し、この告示による改正後の京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

2 この告示による改正前の京都府介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新要綱の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。



京都府告示第93号

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例（平成21年京都府条例第53号）別表第1の1の表船舶給水施設の項に規定する知事が定める額を次のとおりとし、令和7年4月1日から施行する。

なお、京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例別表第1の1の表船舶給水施設の項に規定する知事が定める額を定める告示（令和2年京都府告示第281号）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年2月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

246.33円